

屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準

施行 平成 15 年 4 月 1 日

最近改正 平成 31 年 3 月 29 日

(改正施行 平成 31 年 4 月 1 日)

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 109 条の規定により、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準を次のとおり定める。

事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、車両の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合には、以下の項目について、可能な限り配慮し、騒音・振動の未然防止に努めるものとする。

また、事業者は騒音等の問題が生じ、別表に規定する公害が生じていると認められる基準を超過する場合には、速やかに改善措置を講じるものとする。

1 屋外作業を行う場所の構造

- (1) 敷地の周囲に遮音性の高い塀を設置し、防音対策をする。ただし、周辺住民から風通し・見晴らし・日当たり等の要望がある場合は、それらに配慮すること。
- (2) 車両の出入口は、住宅から離れた位置にすること。

2 機器・車両等の騒音・振動対策

- (1) 敷地内で使用する油圧ショベル等の建設機械は超低騒音型（国土交通省指定）にすること。
- (2) フォークリフトを使用する場合は、電気モータ式を使用すること。
- (3) 運搬車両のバックブザーは、危険のない範囲で切るようにすること。
- (4) 停車中の車両のアイドリングは停止すること。
- (5) 鉄骨加工場でせん断機・走行クレーン等の機械を使用する場合は、低騒音化に努めること。

3 作業方法等の騒音・振動対策

- (1) 早朝・夜間・日曜日及び休日の作業は控えること。
- (2) 騒音・振動を防止する作業方法・使用方法について、作業員への研修を日常的に実施すること。
- (3) 掛け声・話し声に注意すること。
- (4) 著しい騒音・振動が発生する作業は、住宅から離れた場所で行うこと。
- (5) 建屋がある場合は、作業はなるべく建屋内で行うこと。
- (6) 資材等の荷物の積卸しは、静かに行うこと。
- (7) 作業中の資材・製品・廃品等のぶつかり合う音に注意すること。
- (8) 資材等の落下音を防止するため、作業場所の床に緩衝機能を有する素材（ゴムマット等）を敷くこと。
- (9) 出入りする車両の通行時間・速度・搬入ルートを検討すること。

4 その他

- (1) 看板を設置して、作業員に騒音・振動の防止を啓発すること。
- (2) 水撒きを行い、粉じんの飛散を防止すること。

別表 公害が生じていると認められる判断基準

騒音を受ける者が居住する住居等の敷地の境界線において、屋外作業から発生する騒音の音量が横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 38 条に定める別表第 13 の表の地域及び時間ごとの欄に掲げる数値を超え、かつ、屋外作業から発生する操業時間の騒音暴露量（EXPL）が、その地域の環境基準に定める数値とその時間帯（昼間 16 時間、夜間 8 時間）から算出される数値を超えている場合に公害が生じていると認める判断基準とする。

騒音暴露量：EXPL

測定時間中に屋外作業に伴って発生する騒音の全エネルギー（瞬時 A 特性音圧の 2 乗積分値）と等しいエネルギーを持つ継続時間 1 秒の定常音の騒音レベル

（算出式）

$$EXPL = 10 \log_{10} \left[\frac{1}{T_0} \int_{t_1}^{t_2} \frac{p_A^2(t)}{p_0^2} dt \right]$$

$p_A(t)$ ：対象とする騒音の瞬時 A 特性音圧（Pa）

p_0 : 基準音圧 (20 μ Pa)

$t_1 \sim t_2$: 対象とする騒音の継続時間を含む時間 (秒)

T_0 : 基準時間 (1 秒)

地 域	基準値 EXPL (単位 : dB)	
	昼 間	夜 間
A・B地域	103	90
C地域	108	95

備考 1 「A・B地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域以外の地域とする。

2 「C地域」とは都市計画法第8条第1項第1号に規定する、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とする。

3 基準値は昼間の環境基準値 (A・B地域 55 dB、C地域 60 dB) 及び夜間の環境基準値 (A・B地域 45 dB、C地域 50 dB) から算出される EXPL を四捨五入して整数化した値である。

4 昼間は午前6時から午後10時までの16時間とし、夜間は午後10時から翌日の午前6時までの8時間とする。